

## 鬼押ハイウェイ 保安上の供用制限

### 1) 自動車の長さ・幅・高さおよび重量

長さ 12.0メートル以下

幅 2.5メートル以下

高さ 3.8メートル以下

総重量 20.0トン以下

### 2) 速度 (峰の茶屋～三原)

(乗用自動車)

50Km/時 自:長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2126

至:群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字モロシコ1053-26

自:群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字上野原1408番地1

至: // 字村下西556

40Km/時 自:群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字モロシコ1053番地26

至: // 字上野原1408番地1

自: // 字村下西556

至: // 字村下西552番地5

(乗合自動車および貨物自動車)

全線:40Km/時

### 3) カタピラを有する自動車等の通行禁止

カタピラ付自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。

### 4) 路肩通行の制限

通行する自動車は、その車輪が路肩にはみだしてはならない。

### 5) 通行方法の制限

当社が天災その他の事由により、一般自動車道の構造の保全またはその通行の危険及び通行効率の低下の防止のため必要と認められる通行方法を定めた時は、その通行方法によらなければならない。

### 6) 緊急自動車の特例

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車または災害救助、水防活動その他特別の用務のために通行する自動車で、当社が認めるものについては前各号の制限を適用しない。